

審査基準と標準処理期間

処 分 名	自動体外式除細動器貸出		
根拠法令名	埼玉東部消防組合 自動体外式除細動器貸出要綱	(条項) 第5条	
基準法令名	埼玉東部消防組合 自動体外式除細動器貸出要綱	(条項) 第5条	
所 管 部 署	消防局救急課 救急担当		
標準処理期間	7日	法定処理期間	なし
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文章の名称【自動体外式除細動器貸出】 ・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>(自動体外式除細動器利用許可書の交付)</p> <p>○適用要件</p> <p>1 利用対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 普通救命講習以上の講習修了者を確保できる団体 (2) 埼玉東部消防組合管内に属する団体 (3) その他、消防局長が認めるもの <p>○留意事項</p> <p>2 利用者は、貸出AEDについて次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 使用目的以外に使用すること (2) 営利目的として使用すること (3) 第三者に転貸すること 			
所 管 課	救急課 救急担当	処理番号	救No. 3